

## 規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「教育職員等」を「教育職員」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 教育職員（条例第八条の二に規定する教育職員をいう。）のうち、次号に掲げる者以外の者

第二条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である学校職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である学校職員その他勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として教育委員会（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）が認める学校職員

第二条の二第二項中「第二条の四第二項第一号」を「第二条の四第一項第四号」に改める。

第二条の三中「（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条の四第一項第一号中「六時間」を「四時間三十分」に、「以下この条」を「第四号」に改め、「。次項第一号において同じ。」を削り、同項第二号中「午前九時」を「午前十時」に、「午後三時四十五分」を「午後三時十五分」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の勤務時間は、区分期間（同条第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（休日等を除く。以下この号において「特例対象日」という。）については、第一号の規定にかかわらず、四時間三十分未満とすることができるものとし、特例対象日については、第二号の規定は適用しないこと。

第二条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に、「及び第二号又は前項第一号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項第二号」を削り、同項を同条第三項とする。

第二条の五第三項第二号中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第五条の三第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（県立学校教育職員の業務量の適切な管理等）

第五条の四 県教育委員会は、県立学校教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「学校職員給与条例」という。）第二条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、県立学校教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の休日における正規の勤務時間（条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）（学校職員の休日の代休（条例第十一条第一項の規定に基づく代休をいう。以下同じ。）が指定された正規の勤務時間を除く。）及び学校職員の休日の代休として指定された正規の勤務時間を除いた正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、県立学校教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月において四十五時間

二 一年において三百六十時間

2 県教育委員会は、県立学校教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、県立学校教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、県立学校教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月において百時間未満

二 一年において七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、

四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均

時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を

超えて業務を行う月数について六箇月

- 3 前二項に定めるもののほか、県立学校教育職員の業務量の適切な管理その他県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。

第六条の三第二項中「（条例第十一条第一項の規定に基づく代休をいう。以下同じ。）」を削る。

第十一条第三項第二号中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

第二十二条第三項第一号中「一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては一の年度において十日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては一の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて十日の範囲内で教育委員会が定める期間」を「一の年度において連続して九十日を超えない期間」に改め、同条中第九項を第十二項とし、第六項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の三項を加える。

6 第十一条第二項、第三項第四号及び第五号、第四項並びに第五項ただし書の規定は、第三項第一号の休暇について準用する。ただし、第十一条第三項第四号及び第五号の規定は、次項に規定する場合には、準用しない。

7 地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用の期間中の非常勤の学校職員が第三項第一号の休暇を使用する場合における同号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

8 非常勤の学校職員（前項に規定する非常勤の学校職員を除く。）が定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で断続的に病気休暇を使用することにつき、県教育委員会がその療養を必要と認める場合における第三項第一号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（特別の事情を有する場合の特例）

第二十三条 県教育委員会は、職務の特殊性等により、第二十条から前条までの規定により難い場合における非常勤の学校職員の勤務時間及び休暇については、別に定めることができる。

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の四第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた勤務時間の割振りについて適用し、同日前に行われた勤務時間の割振りについては、なお従前の例による。